

警視庁少年警察活動規程

平成 15 年 5 月 23 日

訓令 甲 第 22 号

存 続 期 間

[沿革] 平成 19 年 5 月 訓令甲第 18 号 (い)、7 月同第 23 号 (ろ)、10 月同第 28 号 (は)
20 年 3 月 同第 10 号 (に)、12 月同第 39 号 (ほ)、同第 40 号 (へ)
22 年 3 月 同第 14 号 (と)
24 年 7 月 同第 18 号 (ち)
26 年 4 月 同第 17 号 (り)、5 月同第 21 号 (ぬ)
27 年 3 月 同第 20 号 (る)、7 月同第 32 号 (を)
28 年 12 月 同第 33 号 (わ) 改正

警視庁少年警察活動規程 (平成 9 年 7 月 31 日訓令甲第 14 号) の全部を次のように改正する。

目次

第 1 章 総則

第 1 節 通則 (第 1 条—第 8 条)

第 2 節 幹部の職務 (第 9 条—第 16 条)

第 3 節 早期発見及び報告等 (第 17 条・第 18 条)

第 2 章 一般的活動

第 1 節 街頭補導 (第 19 条・第 20 条)

第 2 節 少年相談 (第 21 条—第 23 条)

第 3 節 継続補導 (第 24 条・第 25 条)

第 4 節 少年の規範意識の向上等に資する活動 (第 26 条—第 28 条)

第 5 節 情報発信 (第 29 条・第 30 条)

第 6 節 有害環境の排除 (第 31 条・第 32 条)

第 7 節 非行集団等の解体補導 (第 33 条・第 34 条)

第 3 章 非行少年についての活動

第 1 節 通則 (第 35 条—第 39 条)

第 2 節 送致又は通告 (第 40 条—第 42 条)

第 3 節 犯罪少年の事件の捜査 (第 43 条—第 46 条)

第 4 節 触法少年に係る事件の調査 (第 47 条—第 54 条)

第 5 節 ぐ犯少年に係る事件の調査 (第 55 条—第 59 条)

第 4 章 不良行為少年の補導 (第 60 条・第 61 条)

第 5 章 少年の保護のための活動

第 1 節 被害少年に係る活動 (第 62 条・第 63 条)

第 2 節 福祉犯に係る活動 (第 64 条・第 65 条)

第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動（第66条—第68条）

第6章 同行状の執行及び少年施設への連戻し

第1節 同行状の執行（第69条）

第2節 少年施設への連戻し（第70条—第73条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（この規程の趣旨）

第1条 この規程は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。（は、と）

2 少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号）、警視庁保護取扱規程（昭和34年3月16日訓令甲第6号）、警視庁行方不明者発見活動規程（平成22年3月31日訓令甲第13号）等によるほか、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。（は、に、る、を）

- (1) 少年 20歳に満たない者をいう。
- (2) 低年齢少年 14歳に満たない者をいう。
- (3) 犯罪少年 罪を犯した少年をいう。
- (4) 触法少年 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- (5) ぐ犯少年 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

ア 保護者（少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び現に監護する者をいう。以下同じ。）の正当な監督に服しない性癖のあること。

イ 正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと。

ウ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること。

エ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

- (6) 非行少年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
- (7) 不良行為少年 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為（以下「不良行為」という。）をしている少年をいう。
- (8) 被害少年 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう。
- (9) 要保護少年 児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年に該当する場合を除く。）をいう。
- (10) 保護者等 保護者、少年の在学する学校の教員並びに少年を雇用する雇用主及びこれに代わるべき者をいう。
- (11) 非行集団 暴走族等組織性及び継続性を有する、少年を含む3人以上の集団で、構成員が非行を繰り返し、又は繰り返すおそれがあるほか、他の構成員の非行を助長し、又は容認する性格を有する集団をいう。
- (12) 不良グループ 非行集団と認定するに足りる明確な組織性及び継続性は有しないが、少年を含む3人以上の集団で、構成員が非行を繰り返し、又は繰り返すおそれがあるほか、他の構成員の非行を助長し、又は容認する性格を有する集団をいう。
- (13) 少年相談専門職員 少年相談事案の処理の適正を図るため、少年育成課長が、所属職員のうち、心理学、教育学、社会学等の専門的知識を有する者として指名する職員をいう。
- (14) 少年補導職員 少年の非行防止に係る業務に従事する一般職非常勤職員をいう。
- (15) 少年警察ボランティア 東京都公安委員会、生活安全部長又は警察署長の委嘱を受けて少年の非行の防止及び少年の保護を通じて少年の健全な育成を図るための活動を行うボランティアをいう。
- (16) 街頭補導 道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所において、非行少年、不良行為少年、被害少年及び要保護少年を発見し、必要に応じその場で、これらに活動規則第13条第1項、第14条第1項、第36条第1項又は第38条第1項に規定する措置をとる活動をいう。
- (17) 継続補導 前号に掲げる少年及び少年相談に係る少年に対して、その非行の防止を図るために継続して行う補導であって、次に掲げるものをいう。
- ア 適切な指導、助言等による支援
 - イ 保護者等関係者との環境の調整
 - ウ 医療、カウンセリング等の専門機関との連携
- (18) 解体補導 非行集団及び不良グループ（以下「非行集団等」という。）の構成員等に対して継続補導又は働き掛けを行うことにより、次の措置をとることをいう。
- ア 非行集団等を解散させること。

- イ 多数の構成員を脱退させ、非行集団等としての実態を失わせること。
- ウ 非行集団等から少年の構成員の全員を脱退させること。
- (19) 福祉犯 児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪その他の少年の福祉を害する犯罪であって警察庁長官が定めるものをいう。
- (20) 少年事案 犯罪少年の事件及び福祉犯事件並びに触法少年、ぐ犯少年、不良行為少年、被害少年及び要保護少年に係る事案をいう。
- (21) 少年施設 少年院又は少年鑑別所をいう。
- (22) 院外委嘱指導 少年院法（平成 26 年法律第 58 号。以下「院法」という。）第 40 条第 2 項の指導をいう。
- (23) 連れ戻すべき者 少年施設から逃走した者、院外委嘱指導若しくは院法第 45 条第 1 項の規定による外出若しくは外泊の場合において、少年院の長が指定した日時までに少年院に帰着しなかった者又は院法第 90 条第 2 項の規定により解放された場合において、同条第 3 項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかった者若しくは少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号。以下「鑑法」という。）第 79 条第 2 項の規定により解放された場合において、同条第 3 項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかった者をいう。

（少年警察活動の基本）

第 3 条 少年警察活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- (1) 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立ち直りに資するよう配慮すること。
- (2) 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。
- (3) 少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようすること。
- (4) 秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。
- (5) 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮すること。

（少年事案の処理の担当部門）

第 4 条 少年事案の処理は、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことにかんがみ、原則として、少年警察部門（少年育成課及び少年事件課並びに警察署の少年担当係（生活安全担当の課長及び課長代理を含む。）をいう。以下同じ。）の職員が担当するものとする。ただし、他の部門が所管する法令に違反する事件であって、当該部門において捜査することが適当であると認められる福祉犯事件の捜査並びに次のいずれかに該当する犯罪少年の事件の捜査及び触法少年に係る事件（以下「触法事件」という。）の調査については、この限りでない。（は）（ぬ）

- (1) 重要特異な事件であって、他の部門において捜査又は調査することが適当であると認められるもの
 - (2) 成人の被疑者を主とする事件に関連する事件
 - (3) 交通事故その他の道路交通関係法令違反等に係る事件
- 2 前項ただし書に規定する福祉犯事件の捜査並びに犯罪少年の事件の捜査及び触法事件の調査を行う場合において、当該捜査又は調査を担当する部門の部長又は警察署長は、少年の処遇の適正を図るため、当該部門に少年警察部門と密接に連絡をとらせるほか、必要があると認めるときは、少年等の取調べに少年警察部門の警察官を充てることに配慮するものとする。

(指定補導職員の指定)

- 第 4 条の 2 生活安全部長は、少年相談専門職員及び少年補導職員のうち、低年齢少年に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教養訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者を、少年法第 6 条の 2 第 3 項に規定する警察職員（以下「指定補導職員」という。）に指定するものとする。（は）
- 2 生活安全部長は、指定補導職員が次のいずれかに該当すると認めるときは、指定を解除することができるものとする。
- (1) 少年相談専門職員又は少年補導職員でなくなったとき。
 - (2) その他指定補導職員の指定を解除する必要があると認めるとき。

(関係機関、ボランティア等との連携)

- 第 5 条 少年警察活動は、東京都、区市町村、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所その他の少年の健全育成に係る業務を行う機関及び少年警察ボランティア、保護司、児童委員その他の少年の健全な育成のための活動を行うボランティア（以下「少年警察ボランティア等」という。）又は団体との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

(発表上の留意事項)

- 第 6 条 少年事案については、少年の氏名、住居のほか、会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関に発表しないものとする。
- また、当該少年の写真を提供してはならない。
- 2 触法少年及び被害少年に係る事案について報道機関に発表する場合は、前項の規定によるほか、特に慎重に判断し、少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

(呼出し上の留意事項)

- 第 7 条 警視庁職員（以下「職員」という。）は、少年事案の処理に関して少年を呼び出す場合は、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者等と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

- 2 職員は、少年事案の処理に関して少年を呼び出す場合は、次に掲げる事項に留意し、少年に無用な不安を抱かせないよう配慮するものとする。
 - (1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
 - (2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り避けること。
 - (3) 制服を着用した警察官が呼出しに出向くことは、できる限り避けること。
 - (4) 警察施設へ呼び出すことが不適切であると認められる場合には、職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。
 - (5) 呼出しは、できる限り、その用件を明らかにした書面により行い、かつ、保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。
- 3 職員は、被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合は、前項の規定によるほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮するものとする。
- 4 職員は、捜査又は調査のために保護者を呼び出す場合は、当該保護者が警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

(面接上の留意事項)

- 第 8 条 職員は、少年事案の処理に関して少年と面接（警察官が行う犯罪少年の取調べを含む。以下同じ。）を行う場合は、原則として保護者等に連絡（前条第 1 項の規定により呼び出す場合を除く。）するものとする。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが不相当であると認められるときは、この限りでない。(は)
- 2 職員は、少年又は保護者等と面接する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 面接の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
 - (2) 面接時刻は、できる限り、少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、面接の時間が長くなりすぎないようにすること。
 - (3) やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせる事。
 - (4) 面接に当たっては、少年又は保護者等の年齢、性別、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
 - (5) 面接中は、少年又は保護者等の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押えつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年又は保護者等の内省を促し、少年の立ち直りに資するよう努めること。
 - (6) 面接を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるよう努めること。

- (7) 面接中の対話の記録は、供述調書又は申述書を作成する場合のほかは、簡記することとどめ、少年又は保護者等に不安や警戒心を起こさせないようにすること。
- 3 職員は、被害者その他参考人として少年と面接する場合は、前項の規定によるほか、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮するものとする。

第2節 幹部の職務

(生活安全部長等の職務)

- 第9条 生活安全部長は、少年警察活動の効果的な運営と適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるとともに、少年警察活動に従事する職員の合理的運用、装備資器材及び施設の整備等部内の体制の確立を図るよう努めるものとする。(は)
- 2 生活安全部長は、少年警察部門とその他の部門との緊密な連絡を保たせるとともに、警察と関係機関、団体、少年警察ボランティア等との連絡協調の促進強化を図るものとする。
- 3 生活安全部長は、少年警察活動がすべての部門にかかわる警察活動であることにかんがみ、すべての職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。
- 4 生活安全部長は、少年警察部門の警察官及び指定補導職員に対しては、低年齢少年に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教養訓練を行うものとする。
- 5 生活安全部長以外の部長は、主管事務に関連する少年警察活動について、生活安全部長と緊密に連携するとともに、少年警察活動の基本を踏まえて、その適正な実施に努めるものとする。

(警察署長の職務)

- 第10条 警察署長は、所属職員が行う少年警察活動については、前条第1項から第4項までの規定に準じて、その効果的な運営と適正な実施に努めるものとする。(は)
- 2 警察署長は、所属職員が行う少年警察活動について、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案については、次に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 逮捕、留置その他の強制の措置及びその解除の要否を決定すること。
 - (2) 関係機関への送致（送付を含む。以下同じ。）又は通告その他の措置を決定すること。
 - (3) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見を決定すること。
 - (4) 継続補導の要否を決定すること。
 - (5) 被害少年の継続的な支援の要否を決定すること。
 - (6) 非行集団等の解体補導を推進すること。
 - (7) その他特に必要と認める事項

(警察署の少年担当係の幹部の職務)

第 11 条 警察署の少年担当係の幹部は、少年警察活動について、部下職員を指揮掌握するとともに、個々の事案については、次に掲げる事項を行うものとする。(は)

- (1) 処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること（指定補導職員を触法事件又はぐ犯少年に係る事件の調査の担当者として指定するときを除く。）。
- (2) 逮捕、留置その他の強制の措置並びにその解除の時期、場所及び方法を指示すること。
- (3) 少年その他関係者の呼出し、事情聴取等の要否、時期、場所及び方法を指示すること。
- (4) その他警察署長が特に必要と認める事項

(少年育成課長及び少年事件課長の職務)

第 12 条 少年育成課長及び少年事件課長は、この規程に定める生活安全部長の職務を補佐するとともに、所属職員が行う少年警察活動については、この規程に定める警察署長の職務に準じて、その職務を行うものとする。

(少年育成課及び少年事件課の各級幹部の職務)

第 13 条 少年育成課及び少年事件課の各級幹部は、第 11 条に規定する警察署の少年担当係の幹部の職務に準じて、その職務を行うものとする。

(生活安全部長又は警察署長が直接指揮する事案)

第 14 条 少年事案のうち、著しく社会の耳目を引き、重要な社会問題になるおそれのあるもの、捜査上極めて複雑なもの、規模が大きいものその他重要又は特異なものについては、第 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 10 条から前条までの規定にかかわらず、生活安全部長又は警察署長が直接指揮するものとする。

- 2 警察署長は、前項に規定する少年事案の発生を認知した場合は、直ちに生活安全部長（少年育成課又は少年事件課経由）に報告するものとする。
- 3 生活安全部長は、少年事案を直接指揮する場合において、必要があると認めるときは、その補助者として統括指揮官を指名することができる。

(捜査主任官及び調査主任官の指名)

第 14 条の 2 所属長は、犯罪少年の事件の捜査につき、捜査主任官（規範第 20 条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）を、触法事件及びぐ犯少年に係る事件の調査につき、調査主任官（警部補以上の階級にある警察官で、活動規則第 18 条又は第 30 条に規定する調査主任官をいう。以下同じ。）を指名するものとする。(は)

(少年事件指導官の職務)

第 15 条 少年事件課長は、犯罪少年の事件及び触法事件に関し、少年の特性に配慮した

的確な捜査又は調査を行うため、少年事件指導担当課長代理を少年事件指導官として指定し、次に掲げる職務に従事させるものとする。(は)

- (1) 犯罪捜査規範実施細目(平成15年4月1日通達甲(副監.刑.総.指)第6号。以下「実施細目」という。)に規定する署長指揮事件のうち、立証上問題があると認められる犯罪少年の事件及び触法事件のうち、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められる事件(以下「要指導事件」という。)の捜査又は調査に少年担当係が主として当たる場合は、捜査主任官又は調査主任官に対し、適正な捜査及び調査、事件送致後の審判経過の把握、補充捜査等についての指導を行うこと。
- (2) 要指導事件の捜査又は調査に少年担当係以外の係が主として当たる場合は、警視庁本部の事件主管課、各部の指導担当管理官等と密接な連絡をとり、前号と同様の指導を行うこと。
- (3) 実施細目に規定する主管部長指揮事件のうち、少年が関係する事件については、各部の指導担当管理官等と密接な連絡をとるとともに、捜査主任官又は調査主任官の要請等に応じて、事件の検討等に参画すること。
- (4) 第16条の少年事件選別責任者及び少年事件選別補助者に対しては、少年の特性及び少年事件の審判の特性を踏まえた捜査及び調査の指揮、措置の選別、処遇上の意見の決定等に関する必要な指導を行うこと。

(ぐ犯事件指導官の職務)

第15条の2 少年育成課長は、ぐ犯少年に係る事件(以下「ぐ犯事件」という。)に関し、少年の特性に配慮した的確な措置をとるため、環境担当課長代理をぐ犯事件指導官として指定し、次に掲げる職務に従事させるものとする。(は)

- (1) 14歳以上のぐ犯事件のうち、少年審判において立証上の問題があると認められる事件及び低年齢少年であるぐ犯事件のうち、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められる事件については、調査主任官に対し、適正な調査についての必要な指導を行うこと。
- (2) 次条に規定する少年事件選別責任者及び少年事件選別補助者に対しては、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた調査の指揮、措置の選別、処遇上の意見の決定等に関する必要な指導を行うこと。

(少年事件選別責任者及び少年事件選別補助者の職務)

第16条 少年育成課長及び少年事件課長は、次に掲げる者を少年事件選別責任者(以下「選別責任者」という。)として指定し、第40条の規定による選別及び処遇意見を決定させるものとする。(は)

- (1) 少年育成課長にあつては福祉犯担当課長代理及び少年センター所長
 - (2) 少年事件課長にあつては少年事件の捜査を担当する課長代理
- 2 警察署長は、生活安全担当課長(島部警察署にあつては次長)を選別責任者として指定し、第40条の規定による選別及び処遇意見を決定させるものとする。
- 3 選別責任者に事故がある場合は、生活安全担当課長代理又は警察署長が指名する者が、

その職務を代理するものとする。

- 4 少年育成課及び少年事件課の非行少年を担当する係の警部補並びに警察署の少年担当係長は、少年事件選別補助者として、選別責任者を補助するものとする。

第3節 早期発見及び報告等

(早期発見)

- 第17条 職員は、街頭補導及び少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）を適切に実施し、並びに警察の各部門間及び警察と学校、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、非行少年、不良行為少年、被害少年及び要保護少年の早期発見に努めるものとする。

(報告等)

- 第18条 警視庁本部の所属の職員は、非行少年又は児童相談所若しくは福祉事務所への通告が必要と認められる要保護少年を発見した場合は、次に掲げる事項を所属長に速やかに報告するものとする。この場合において、少年育成課及び少年事件課以外の所属長は、当該報告に係る事項を少年育成課長又は少年事件課長に速やかに通知（犯罪少年の事件について自らの所属で捜査することが適当であると認めるときにあっては、担当部長に報告）すること。

- (1) 少年の氏名、年齢及び住居
- (2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校名及び学年
- (3) 保護者の氏名、年齢、住居、職業及び少年との続柄
- (4) 事案を発見した経緯及び事案の概要
- (5) 発見者のとった措置
- (6) その他必要と認められる事項

- 2 警察署の職員（少年担当係の職員を除く。）は、前項の少年を発見した場合は、前項各号に掲げる事項を少年担当係を通じて警察署長に速やかに報告するものとする。

- 3 前2項の規定は、職員が、その取扱いに係る被害少年に継続的な支援を必要と認めた場合について準用する。この場合において、第1項中「発見した場合」とあるのは「継続的な支援が必要と認めた場合」と、「通知（犯罪少年の事件について自らの所属で捜査することが適切であると認めるときにあっては、担当部長に報告）」とあるのは「通知」と、同項第4号中「事案を発見した経緯及び概要」とあるのは「継続的な支援を必要と認めた事由」と読み替えるものとする。

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導

(街頭補導の実施)

- 第19条 街頭補導は、公園、駅、盛り場、風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業の営業所、深夜に営業する飲食店、カラオケボックス、コンビニエンスストア、少年

のたまり場その他少年の非行が行われやすい場所を重点とし、少年育成課長及び警察署長は、あらかじめ、適切な補導計画を立て、効果的に実施するように努めるものとする。

- 2 少年育成課長及び警察署長は、街頭補導の実施に当たっては、必要に応じ、学校その他の関係機関、少年警察ボランティアその他の関係者等と協力して行うように配慮するものとする。この場合においては、少年の年齢、性別、態度等に応じて、事情の聴取、注意、助言等について、職員が行うか、少年警察ボランティア等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果があげられるようにするものとする。

(街頭補導上の留意事項)

第 20 条 職員は、街頭補導を行う場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 警察手帳その他身分を証明するものを提示して、自らの身分を明らかにすること。
- (2) 少年から事情を聴取し、又は注意、助言等を行う場合においては、人目に付かないようにするとともに、相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うこと。
- (3) 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得ること。

第 2 節 少年相談

(少年相談の取扱い)

第 21 条 職員は、少年又は保護者等から少年相談を受理した場合は、懇切を旨とし、当該事案の内容に応じ、指導又は助言、関係機関等への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

- 2 警視庁本部の所属の職員（少年育成課の職員を除く。）が少年相談を受理した場合は、その趣旨を聞いた上で、少年育成課に引き継ぐものとする。ただし、当該事案を自ら処理することが適切であると認めた場合は、所属長の承認を得た後、少年育成課に連絡して、自ら当該事案を処理することができるものとする。
- 3 警察署の職員（少年担当係の職員を除く。）が少年相談を受理した場合は、その趣旨を聞いた上で、少年担当係に引き継ぐものとする。ただし、当該事案を自ら処理することが適切であると認めた場合は、少年担当係を通じて警察署長の承認を得て、自ら当該事案を処理することができるものとする。
- 4 職員は、前 2 項の規定により引き継ぐ場合は、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

(少年相談の留意事項)

第 22 条 少年相談は、原則として、少年警察部門の職員が配置された施設内において行うものとする。ただし、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。

2 職員は、少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の部門又は関係機関に引き継ぐ等相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

(少年相談専門職員)

第 23 条 少年育成課長は、少年相談専門職員を次に掲げる職務に従事させるものとする。

(は)

- (1) 複雑な少年相談事案の処理に関すること。
- (2) 被害少年等のカウンセリングに関すること。
- (3) 少年相談を担当する職員に対する指導及び教養に関すること。
- (4) その他少年育成課長が特に必要と認める事項

第 3 節 継続補導

(継続補導の実施)

第 24 条 次に掲げる少年については、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、継続補導を実施するものとする。(ほ、わ)

- (1) 不良行為少年
- (2) 触法少年であって少年法第 6 条の 6 第 1 項の規定により送致し、又は児童福祉法第 25 条第 1 項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (3) 14 歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第 25 条第 1 項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (4) 少年相談に係る少年

2 継続補導は、少年育成課の職員又はその指導の下に少年警察部門に属する職員が実施するものとする。

(学校関係者等との協力)

第 25 条 職員は、継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合においては、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

第 4 節 少年の規範意識の向上等に資する活動

(少年の社会参加活動等の実施)

第 26 条 広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動その他の少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識のかん養に資するための体験活動（以下「少年の社会参加活動等」という。）については、必要に応じ、学校その他の関係機関、ボランティア、団体等と協力して行い、又はこれらのものが実施する少年の健全な育成のための活動との適切な

役割分担の下に行うものとする。

(少年の社会参加活動等実施上の留意事項)

第 27 条 職員は、少年の規範意識の向上等に資する活動の実施に当たっては、次に掲げる事項及び警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) その他少年警察活動に関する知見及び警察職員の能力

(少年の規範意識の啓発活動の実施)

第 28 条 少年警察部門の職員は、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合においては、必要に応じて、学校その他の関係機関、少年警察ボランティア、PTA 等との協力の下に行うものとする。

第 5 節 情報発信

(情報発信)

第 29 条 少年育成課長及び警察署長は、少年警察活動について、少年の健全な育成に関する都民の理解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする。

2 少年育成課長及び警察署長は、前項の場合においては、関係機関との協議会の開催、関係機関が開催する講習会等への協力その他の適切な方法により、少年警察活動に関する専門的な知見が関係機関等における少年の健全な育成のための活動に反映されるよう配慮するものとする。

(基礎資料の整備活用)

第 30 条 職員は、前条に規定する情報発信又は少年の非行の防止及び保護を図るための施策に資するため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めるものとする。

第 6 節 有害環境の排除

(有害環境に対する措置)

第 31 条 生活安全部長又は警察署長は、少年が容易に見ることができるとして性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品が販売されていることその他の少年の心身に有害な影響を与える環境（以下「有害環境」という。）があることを認知した場合は、当該有害環境について関係のある他の機関に適切な措置を

とるよう連絡するなど、当該有害環境の排除のための適切な措置をとるものとする。

(民間の自主的活動に対する協力)

第 32 条 生活安全部長又は警察署長は、民間事業者等が自主的に行う、有害環境の影響の排除に係る広報啓発活動及び顧客の年齢確認その他の有害環境の少年に対する影響を排除するための活動に関し、必要に応じて協力するものとする。

第 7 節 非行集団等の解体補導

(非行集団等の解体補導の積極的推進)

第 33 条 関係所属長は、担当する業務に関し、非行集団等の解体補導を積極的に推進するものとする。

2 少年育成課長、少年事件課長及び警察署長は、非行集団等の解体補導を行った場合において、再結成及び再加入の防止の措置をとるものとする。

3 少年育成課長、少年事件課長及び警察署長は、非行集団等を結成し、又は非行集団等に加入しようとする者に関する動向を把握した場合において、結成及び加入の防止の措置をとるものとする。

(非行集団及びその構成員の認定及び解除)

第 34 条 職員は、非行集団又はその構成員と認められる者を発見し、又は非行集団を解体し、若しくはその構成員を当該集団から脱退させた場合は、速やかに所属長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告を受けた所属長は、その内容を確認した上、速やかに少年育成課長を通じて生活安全部長に報告するものとする。

3 生活安全部長は、前項の規定による報告に基づき、非行集団及びその構成員の認定又は解除を行うものとする。

第 3 章 非行少年についての活動

第 1 節 通則

(捜査又は調査に伴う措置)

第 35 条 警察官は、非行少年については、当該少年に係る事件の捜査又は調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。(は)

(年齢の確認)

第 36 条 警察官は、非行少年と認められる少年に係る事件の捜査又は調査を行う場合は、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在時及

び行為時における少年の正確な年齢を確認するものとする。(は)

(捜査又は調査上明らかにすべき事項)

第 37 条 警察官は、非行少年と認められる少年に係る事件の捜査又は調査を行う場合は、次に掲げる事項について、明らかにするものとする。(は)

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の動機及び原因
- (3) 少年の性格、経歴、行状及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校、職場及び交友関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立ち直りに協力することができるかと認められる少年警察ボランティア等の有無
- (7) その他必要と認められる事項

(捜査又は調査上の留意事項)

第 38 条 警察官は、非行少年と認められる少年に係る事件の捜査又は調査を行う場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。(は)

- (1) 送致するか通告するか決定及び送致先又は通告先での処遇並びに当該少年の健全な育成及び立ち直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮して迅速に行うこと。

(非行少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第 38 条の 2 警察官は、非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が所持しないように注意、助言等をするものとする。(は)

(指紋等の採取等)

第 39 条 警察官は、非行少年の指紋又は掌紋（以下「指紋等」という。）の採取及び写真の撮影を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するとともに、少年の心情を傷つけることのないよう、時期、場所、方法等に配慮するものとする。

- (1) 身体の拘束を受けている犯罪少年については、刑事部長の定めるところにより行うこと。
- (2) 身体の拘束を受けていない犯罪少年については、犯罪捜査のため必要があると認められる場合に限り、当該少年の承諾を得て行うこと。

- (3) 犯罪少年以外で警察に補導された少年については、原則として行わないこと。

第2節 送致又は通告

(措置の選別及び処遇意見)

第40条 少年育成課長、少年事件課長及び警察署長（以下「少年育成課長等」という。）は、非行少年については、送致又は通告のいずれの措置をとるべきか、また、これらの措置をとる場合はいずれの関係機関に対して行うべきかを的確に選別するものとする。(は)

2 少年育成課長等は、犯罪少年について送致の措置をとる場合に、通常を送致をするか、又は簡易送致（規範第214条の規定による送致をいう。）をするかについて、罪種、被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、犯罪少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

3 少年育成課長等は、非行少年について、送致（簡易送致を除く。）又は通告の措置をとる場合は、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

4 少年育成課長等は、第1項の規定による選別及び前項の処遇上の意見の決定に当たっては、次に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合においては、第3号に掲げる事項については、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。

- (1) 事件の態様
- (2) 非行の動機及び原因
- (3) 非行少年の再非行のおそれ
- (4) 非行少年の保護者等の実情、非行少年の非行の防止及び立ち直りに向けての保護者等の方針及び意向並びに関係機関、団体、少年警察ボランティア等の意見

(送致又は通告に関する留意事項)

第41条 警察官は、非行少年を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、必要に応じ、当該少年及び保護者等に対して、送致又は通告の趣旨について説明し、及び今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致し、又は通告する少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、送致先又は通告先の機関において、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置がとられるように連絡するものとする。(は)

(送致又は通告に関する記録)

第42条 警察官は、非行少年のうち、送致し、又は通告した少年（道路交通関係法令違反事件に係る非行少年及び交通事故に係る刑法第208条の2又は第211条の罪に係る非行少年を除く。）については、捜査又は調査により判明した事件の態様、動機、原因、家庭の状況その他当該少年の環境等少年の要保護性に関する事項、当該少年に対する措置の状況等を記録しておくものとする。(ろ、は)

第3節 犯罪少年の事件の捜査

(強制措置の制限)

第 43 条 警察官は、少年の被疑者については、できる限り逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。(い、り)

2 警察官は、逮捕、留置その他の強制の措置を決定しようとし、又はこれらの強制の措置をとる場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。(い)

- (1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。
- (2) 留置の措置をとる場合は、少年法第 49 条第 1 項、警視庁被留置者留置規程（平成 26 年 4 月 1 日訓令甲第 16 号）第 10 条の規定に基づき、成人と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。
- (3) 留置の措置をとった場合は、原則として、速やかに保護者等に連絡すること。
- (4) 強制の措置をとる時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(親告罪等に関する措置)

第 44 条 警察官は、少年が犯した親告罪である犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合においても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年として関係機関に送致することを考慮して所要の措置をとるものとする。

2 警察官は、前項の場合においては、みだりに被害者等と呼び出す等被害者等の心情に反する措置をとることを避けるものとする。

また、犯罪少年を送致する場合には、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないように当該機関に連絡することに留意するものとする。

3 少年が親族であるため刑を免除される罪又は請求を待って論ずる罪を犯した場合についても、前 2 項の規定の例によるものとする。

(余罪の捜査)

第 45 条 警察官は、犯罪少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該犯罪少年の非行歴を明らかにし、将来における非行のおそれの判断及び非行の防止に資するよう、次に掲げる事項に留意するものとする。(は)

- (1) 極めて軽微で、かつ、古い事案については、必要以上に捜査を行わないこと。
- (2) 捜査のため、犯罪少年を犯行現場へ同行することは努めて避け、やむを得ず同行する場合は、できる限り人目に付かないようにすること。
- (3) 家庭裁判所の併合審判が行われるように速やかに捜査を行うとともに、関係機関との連絡を密にすること。

(犯罪少年の事件に関する書類の作成)

第 46 条 警察官は、捜査の結果、犯罪少年であることが判明した場合は、当該犯罪少年の犯行の動機及び原因、犯行前後の状況等犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証

するための必要な事項に関しては、規範第 177 条から第 182 条までに定めるところにより当該少年又は参考人の供述調書その他の捜査書類を作成するほか、規範別記様式第 18 号の「身上調査表」を作成するものとする。(は)

- 2 警察官は、送致先の機関における処遇に資し、又は補導の適正を期するため特に必要と認められる場合は、犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するための必要な事項以外の事項についても、当該犯罪少年又は参考人の供述調書その他必要な書類を作成し、又は徴するものとする。

第 4 節 触法少年に係る事件の調査 (は)

(触法事件の調査の担当)

第 47 条 警察官は、触法事件の調査を行うものとする。(は)

- 2 指定補導職員は、当該触法事件を担当する幹部（警部補以上の階級にある警察官に限る。）の命を受け、触法事件に係る原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

(触法事件である可能性が高い場合の措置)

第 48 条 警察官は、触法事件である可能性が高い場合であっても、捜査を尽くすものとする。特に、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。(は)

(強制捜査の後に触法事件であることが判明した場合の措置)

第 49 条 警察官は、逮捕した少年の行為が 14 歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。(は、ち)

- 2 警察官は、前項の規定により、身柄を釈放する場合には、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。この場合には、逮捕手続書に既に釈放した旨を記載するものとする。
- 3 警察官は、捜索等により証拠品を差し押さえた後、触法事件であることが判明した場合には、直ちに当該証拠品を還付しなければならない。ただし、還付した物件を引き続き必要とする場合は、次条又は第 52 条第 1 項に定めるところにより措置するものとする。
- 4 警察官は、被疑者の年齢が判明しないため、既にその事件について逮捕状若しくは鑑定留置状又は捜査のための捜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状若しくは鑑定処分許可状の令状の発付を得ている場合で、捜査の過程において触法事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。この場合において、触法事件の調査のための捜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の発付を得る必要があるときは、

改めて当該令状を請求し、発付を得るものとする。

(令状の請求)

第 49 条の 2 触法事件の調査に係る捜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、活動規則第 21 条の規定による。(は、ち)

(触法事件の送致又は通告)

第 50 条 触法事件の児童相談所長への送致又は児童相談所への通告は、活動規則第 22 条の定めるところにより行うものとする。ただし、通告する場合において、急を要し、同条第 1 項第 2 号の児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭又は電話により通告した後、当該児童通告書を作成し、送付するものとする。(は)

(一時保護に係る留意事項)

第 51 条 職員は、児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けて、触法少年を一時保護する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。(い)

(1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広がるよう配慮すること。

なお、留置施設の居室を使用してはならない。

(2) 少年が負傷し、自殺し、又は逃走することがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。

(3) 速やかに保護者等に一時保護した旨を連絡すること。

(審判に必要な物件の措置)

第 52 条 警察官は、触法少年が、少年法第 24 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、当該少年の同意を得た上で、任意に提出を受けるものとする。この場合には、任意提出書(活動規則に基づく任意提出書をいう。以下次項において同じ。)を作成するほか、保護者の申述書を作成する等物件の提出を受けたてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。(は)

2 警察官は、触法少年以外の少年が、少年法第 24 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、事件処理のため特に当該物件を必要とするときは、所有者その他の権利者の協力を得て、任意提出書とともにその物件の提出を求めるものとする。

3 警察官は、前 2 項に規定する物件が家庭裁判所の審判に必要でないことが明らかになった場合において、被害者その他の権利者が判明している場合は、当該権利者に還付し、活動規則に基づく還付請書を徴するものとする。

4 警察官は、触法少年が他の被疑者と共犯関係にある場合は、当該触法少年が所持する

物件を、当該他の被疑者に関係する捜査上の手続により押収することができる。

(還付等公告その他の還付等に必要な事項)

第 53 条 警察職員の職務等に関する規則第 2 条に規定する押収物の還付等に関する公告
その他の還付に必要な事項については、生活安全部長の定めるところによる。
(は、ち)

(触法事件の通告に関する書類の作成)

第 54 条 警察官は、触法事件の児童相談所への通告は、児童相談所における処遇に資し、
又は補導の適正を期するため必要があると認められる場合は、当該触法少年又は
参考人からの申述書又は答申書その他必要な書類を作成し、又は徴するものとす
る。(は)

第 5 節 ぐ犯少年に係る事件の調査 (は)

(ぐ犯事件の調査の担当)

第 55 条 警察官は、ぐ犯事件の調査を行うものとする。(は)
2 指定補導職員は、当該ぐ犯事件を担当する幹部(警部補以上の階級にある警察官に限
る。)の命を受け、ぐ犯事件の調査を行うことができる。

(ぐ犯事件の送致又は通告)

第 55 条の 2 ぐ犯事件の関係機関への送致又は通告は、活動規則第 33 条に定めるところ
により行うものとする。(は)

(ぐ犯少年についての緊急措置)

第 56 条 職員は、ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年
が緊急に保護しなければならない状態にあつて、その補導上必要があると認めら
れる場合は、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報する
ものとする。

(ぐ犯少年の一時保護に係る留意事項)

第 57 条 職員は、児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けて、ぐ犯
少年を一時保護する場合は、第 51 条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(ぐ犯事件の調査に必要な物件の措置)

第 58 条 警察官は、少年の性格、環境及びぐ犯事由(少年法第 3 条第 1 項第 3 号イから
ニまでに掲げるいずれかの事由をいう。)又はぐ犯性(将来、罪を犯し、又は刑
罰法令に触れる行為をするおそれのあることをいう。)を立証するために必要と
認められる物件(以下「ぐ犯物件」という。)をぐ犯少年が所持しているときは、
当該少年の同意を得た上で、一時これを預かるものとする。この場合には、預り

書を作成するほか、保護者の申述書を作成するなど物件の預りのてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。(は)

- 2 警察官は、ぐ犯少年以外の者がぐ犯物件を所持している場合等で、調査処理のため特に当該物件を必要とするときは、所有者その他の権利者の協力を得て、任意差出書とともに当該物件の提出を求めるものとする。
- 3 警察官は、前2項に規定する物件がぐ犯事件の調査に必要でないことが明らかになった場合には、提出者に返還するものとする。ただし、返還することが適当でないとき認めるときは、保護者、学校関係者等の適当な者に引き渡すものとする。
- 4 前項により返還等したときは、受領書を徴するものとする。

(ぐ犯事件の通告に関する書類の作成)

第59条 第54条の規定は、ぐ犯少年について準用する。この場合において、「触法事件」とあるのは「ぐ犯事件」と、「触法少年」とあるのは「ぐ犯少年」と読み替えるものとする。(は)

第4章 不良行為少年の補導

(不良行為少年に対する注意又は助言)

第60条 職員は、不良行為少年を発見した場合は、その不良行為についての注意又は非行防止その他健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等への連絡が必要と認められるときは、その不良行為の概要を、少年補導票を作成して所属長に報告するものとする。ただし、少年相談を受けて補導した不良行為少年については、少年補導票の作成を要しない。(へ)

(不良行為少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第61条 職員は、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないとき認められる物件を不良行為少年が所持していることを発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該不良行為少年に廃棄させる等当該不良行為少年が当該物件を所持しないように注意、助言等を行うとともに、その措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

第5章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第62条 職員は、被害少年について、被害現場における適切な助言、関係機関の紹介又は再び被害にあうことを防止するための助言若しくは指導を行う等必要な支援を実施するものとする。

- 2 職員は、被害少年の支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

(継続的支援の実施)

- 第 63 条 職員は、被害少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者の同意を得た上で、関係者への助言その他の継続的な支援を実施するものとする。
- 2 職員は、被害少年に対する継続的な支援に当たっては、被害少年カウンセリングアドバイザーその他精神医学、臨床心理学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。
- 3 第 25 条の規定は、被害少年に対する継続的な支援について準用する。

第 2 節 福祉犯に係る活動

(福祉犯事件を認知した場合の措置)

- 第 64 条 警察官は、福祉犯事件を認知した場合は、時機を失することなく捜査を行い、又は注意するなど、少年に有害な環境の排除に必要な措置をとるものとする。

(福祉犯の被害少年の保護等)

- 第 65 条 職員は、福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、第 62 条及び第 63 条に規定する支援のほか、当該少年が再び被害にあうことを防止するため保護者等に配慮を求めるものとする。
- 2 生活安全部長又は警察署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に対して連絡し、保護者その他の関係者による再発防止のための取組を促し、又は地域住民に対する情報発信を行う等必要な措置をとるものとする。

第 3 節 要保護少年及び児童虐待に係る活動

(要保護少年の通告)

- 第 66 条 職員は、要保護少年を児童相談所又は福祉事務所に通告するに当たっては、活動規則第 38 条第 2 項に規定する「児童通告書」により行うものとする。ただし、急を要し当該書面を作成するいとまがない場合は、口頭又は電話により通告した後、当該書面を作成し、送付するものとする。(は)
- 2 職員は、児童相談所又は福祉事務所への通告を必要としない要保護少年については、保護者等に注意又は助言をする等少年の保護のため必要な措置をとるものとする。

(要保護少年の一時保護)

- 第 67 条 職員は、児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けて、要保護少年を一時保護する場合は、第 51 条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(児童虐待を受けている児童の保護)

第 68 条 職員は、児童虐待を受け、又は受けているおそれのある児童について、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童の精神的被害の回復のための支援、再発を防止するための保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するものとする。

2 警察官は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 10 条に基づく援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置をとるものとする。

第 6 章 同行状の執行及び少年施設への連戻し（を）

第 1 節 同行状の執行

（同行状の執行）

第 69 条 警察官は、少年法第 13 条第 2 項（少年法第 26 条において準用する場合を含む。）の規定により家庭裁判所から同行状の執行の指揮を受けた場合は、少年審判規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 33 号）第 18 条及び規範第 267 条に定めるところにより適切に措置するものとする。ただし、夜間その他やむを得ない理由により、同行状を執行した少年を直ちに指定された場所に同行できない場合は、一時的に警察署の保護室に収容することができる。

2 第 51 条第 2 号及び第 3 号の規定は、前項ただし書の規定により、同行状を執行した少年を一時的に警察署の保護室に収容する場合について準用する。

第 2 節 少年施設への連戻し（を）

（連戻しの手配等）

第 70 条 生活安全部長は、少年施設の長から連れ戻すべき者の連戻しに関する援助の請求（以下「連戻援助請求」という。）を受け、又は道府県警察本部から連戻援助請求の伝達を受けた場合は、関係のある警察署長にその旨を手配するものとする。（を）

2 生活安全部長は、少年施設の長から連戻援助請求を受けた場合（次条第 1 項の規定による報告があった場合を含む。）において、連れ戻すべき者の立ち回りの予想される場所が道府県警察の管轄区域内であるときは、当該道府県警察の本部長に対し、連戻援助請求の内容を伝達するものとする。

（警察署長の措置）

第 71 条 警察署長は、少年施設の長から、直接電話等により連戻援助請求を受けた場合は、直ちに生活安全部長にその旨を報告するとともに、関係のある警察署長に手配するものとする。（を）

2 警察署長は、前条第 1 項又は前項の規定による請求又は手配を受けた場合は、所要の所属職員にその旨を示達し、又は連れ戻すべき者の立ち回りが予想される場所に警察官を派遣するなど、連戻しの援助について適切な措置をとるものとする。

(連戻しに当たっての警察官の措置) (を)

第 72 条 警察官は、連れ戻すべき者の連戻しの援助については、次により措置するものとする。(を)

- (1) 逃走の時又は院外委嘱指導若しくは院法第 45 条第 1 項の規定による外出若しくは外泊の場合において、少年院の長が指定した日時から 48 時間を経過した後に連戻しに着手するときは、連戻状が発付されていることを確認してから行うこと。
- (2) 院法第 90 条第 2 項の規定により解放された場合において、同条第 3 項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかった者又は鑑法第 79 条第 2 項の規定により解放された場合において、同条第 3 項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかった者の連戻しに着手するときは、前(1)に準じて行うこと。
- (3) 連戻状により連戻しに着手する場合は、連れ戻すべき者に当該連戻状を示すこと。ただし、連戻状を所持しない場合においても、急を要するときは、連れ戻すべき事由及び連戻状が発付されている旨を告げて連戻しに着手することができる。この場合は、可能な限り速やかに連戻状を示すこと。
- (4) 連戻しに着手した場合は、連戻着手報告書を作成し、少年担当係を通じて速やかに警察署長に報告するとともに、連戻援助請求をした少年施設の長に連絡し、身柄を引き渡すこと。この場合において、やむを得ない理由により連戻状を執行した連れ戻すべき者を直ちに指定された場所に連れ戻すことができないときは、一時的に警察署の保護室に収容することができる。
- (5) 連れ戻すべき者の身柄の引き渡しに当たっては、連戻対象者身柄引渡書を作成するなど、身柄の措置のてん末を明らかにする措置を講ずること。

(連戻援助請求の取消しがあった場合の措置)

第 73 条 警察署長は、少年施設の長から連戻援助請求の取消しの通知を受けた場合又は道府県警察本部から連戻援助請求の取消しについて伝達を受けた場合は、連戻援助請求の場合の手配等に準じて、手配解除に関する措置をとるものとする。(を)

附 則

この訓令は、平成 15 年 5 月 23 日から施行する。